

令和8年4月27日（月）申請受付開始

## エアコン新規設置補助のご案内

### 補助対象世帯

エアコンを設置する予定の住宅に住所を有しており、対象者及び対象者と生計を同一にする世帯の構成員が村税及び使用料等を滞納していない、下記のいずれかに該当する世帯。

- ①高齡者世帯 …世帯員に65歳以上の高齡者がいる世帯
- ②障がい者世帯…世帯員に障がい者がいる世帯
- ③子育て世帯 …世帯員に小学6年生までの子どもがいる世帯

### 対象経費…エアコン購入・設置経費の実支出額（税抜き）

※窓用エアコンも対象です。

※電源工事（コンセントの増設、ブレーカーの交換等）及び住宅の石綿（アスベスト）調査費や対策工事費は設置経費の対象外です。

### 補助金（商品券）額上限…対象経費の2分の1（上限5万円）

※村内業者からエアコンを購入する場合は、上限6万円となります。

### その他要件

- ①申込の際は、申請書、見積書、住宅の入居者全員の住民票の写し、納税証明書（滞納なしの証明書）が必要になります。申請書は役場2階建設水産課で受け取るか、ホームページからダウンロードすることができます。
- ②補助の予算額については20世帯分と限りがあります。申請額が予算額に達した場合は、受付を終了します。（申請の受付は4月27日（月）から）
- ③事前に申請せずに購入・設置したエアコンについては補助の対象とはなりません。補助を希望する際は必ず購入前にお問い合わせください。
- ④エアコンの設置はリフォーム補助の対象とはなりません。
- ⑤賃貸住宅の場合は、所有者からエアコン設置についての同意を得る必要があります。

予定数に達し次第終了となりますので、ご注意ください！！

お問い合わせ先

普代村建設水産課（役場2階）

TEL 0194-35-2116（平日8:30～17:15 受付）